



## 一般事業主行動計画

計画期間：令和2年4月1日～令和4年3月31日

社員、準社員、嘱託社員、契約社員（以下「社員等」という。）が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

### 目標1：調和のとれた仕事と生活の実現に 資するべく、労働条件を整備する

#### 【対策】

- 令和2年4月～ 労働時間や休暇についての見直し案の検討
- 令和2年9月～ 社員等への聞き取り調査、試行準備
- 令和3年4月～ 試行による検証、実施案の検討
- 令和3年10月～ 条件整備の実施、全ての社員等への周知

### 目標2：職場実習及びインターンシップの受入 と工場見学の実施

#### 【対策】

- 令和2年4月～ 受入方法や実施についての検討
- 令和2年6月～ 関係機関及び学校への周知と連携  
職場実習、インターンシップの受入開始
- 令和2年10月～ 工場見学の受入開始